



2024年8月8日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社
代 表 者 名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL : 03-3279-5536)

事後交付型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年8月8日開催の取締役会において、以下のとおり、事後交付型株式報酬制度に従い付与したリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」といいます。）およびパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」といいます。）に基づく自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期間	2024年8月26日～2024年8月27日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 157,000株
(3) 処分価額	1株につき1,053円
(4) 処分総額	165,321,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役（退任者） 1名 157,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除きます。以下同じです。）を対象に、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、当社の取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者を除きます。以下取締役とあわせて「取締役等」といいます。）に対しても本制度を導入しております。本自己株式処分は、本制度に基づき、対象者に付与したRSUおよびPSUが権利確定することに従い、本日付の当社取締役会決議に基づき行われるものです。

<本制度の概要等>

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、会社業績指標の達成度等に応じて、当社の取締役等に役員報酬として、当社普通株式および金銭（以下「当社普通株式等」といいます。）の交付および給付（以下「交付等」といいます。）を行う制度です（以下それぞれ「株式交付部分」、「金銭給付部分」といいます。）。

本制度は以下の2つに分類されます。

(i) 対象期間中、事前に定める数のユニット（以下、「固定ユニット」といいます。）を毎年付与し、退任後に当社普通株式等の交付等を行う事後交付型の固定株式報酬（Restricted Stock Unit、以下「RSU」といいます。）

(ii) 対象期間中、事前に定める数のユニット（以下、「業績連動ユニット」といいます。）を毎年付与し、対象期間終了後の業績目標達成度に応じて0%~150%の範囲で変動させたいうで、退任後に当社普通株式等の交付等を行う事後交付型の業績連動株式報酬（Performance Share Unit、以下「PSU」といいます。）

対象期間中、各取締役等に対して毎年一定の時期に、毎事業年度における役位等に応じて、RSUである「固定ユニット」と、PSUである「業績連動ユニット」をそれぞれ付与します。なお、業績連動ユニットは対象期間終了後の業績目標の達成度等に応じて0%~150%の範囲で変動します。

付与したユニットは、毎年累積し、取締役等の退任後に累積ユニット数に応じて当社普通株式等の交付等を行います。

なお、1ユニットは当社普通株式1株とします。ただし、対象期間中に当社普通株式の株式分割・株式併合等のユニットの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ユニットあたりの当社普通株式数の調整がなされます。

なお、当社の取締役等が当社普通株式等の交付等を受ける時期は、取締役等の退任後（死亡による退任を含みます。以下同じです。）とします。

(2) 本制度の対象者

取締役等は、退任後に、下記の要件を満たしていることを条件に、株式交付規程に定める所定の手続を経て、当社普通株式等の交付等を受けることができます。

当社普通株式等の交付等の要件は下記のとおりとなります。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に当社の取締役等であること（制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 当社の取締役等を退任していること
- ④ 上記(1)に定める累積ユニットが決定されていること
- ⑤ 取締役等が、正当な理由なく当社の取締役等を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、取締役会が定める権利喪失事由に該当した者でないこと
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(3) 当社普通株式の交付等の方法および時期

上記(2)の要件を満たした取締役等は、所定の手続を行うことにより、退任後、退任した時点における累積ユニットの一定割合に相当する数の当社普通株式(単元未満株式については切捨て)の交付を行い(株式交付部分)、累積ユニットの残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の金銭の給付を行います(金銭給付部分)。

取締役等に対する当社普通株式の交付は、当社による株式発行または自己株式処分により行われます。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行または自己株式処分に際して、当該金銭報酬債権のうち株式交付部分に係る金額を現物出資することにより、当社普通株式を取得し、残りの金額は金銭で給付を受けます。当該金銭報酬債権の金額は累積ユニット数に1株当たりの払込金額を乗じた額とし、1株当たりの払込金額は、当社による株式発行または自己株式処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。

対象期間中に、取締役等が死亡した場合、その時点の累積ユニットに応じた当社普通株式に相当する金額の給付を、死亡後速やかに当該取締役等の相続人が受けるものとします。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2024年8月7日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,053円としております。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額に該当しないと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会から処分価額の算定根拠は適正・妥当なものであり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上